合理化システムの技術基準

1 趣旨

この基準は木造建築合理化システム認定規程(HW-合理化001-2023)(以下「規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、認定システムの要件に関する技術基準を定めるものである。

2 認定の技術基準

2. 1 基準性能タイプ

表1の(い)欄及び(ろ)欄の項目に応じ(は)欄の技術基準を満たしていること。 表1 基準性能タイプの技術基準

区分(い)	項目(ろ)	技術基準(は)	
(1) 合理化	①生産体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期など生 産体制において、合理化された提案があること	
	②供給体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期など供 給体制において、合理化された提案があること	
(2)性能	①建築基準法施行令	建築基準法施行令第3章の構造強度に関する規定のうち、下記の規定に適合していること第37条、第38条2項~4項、第41条~43条、第45条、第46条第3項、第47条、第49条	
		独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準細則の第2(証券化支援住宅基準)の1(新築住宅の基準)のうち、以下の基準に適合していること・土台の防腐・防蟻措置・水切り・基礎の高さ・小屋裏換気・床下換気・防湿・外壁の軸組等の防腐・防蟻措置・浴室及び脱衣室の防水措置	
(3) 選択制	①規模	規模に選択性を有すること	
	②平面·立面	平面及び立面に選択性を有すること	
(4)維持管理 等	①維持管理補修 サービス	35年以上の保守項目、点検周期及び点検手法が 整備されていること	
		35年以上の修繕項目、修繕周期及び修繕方法が 整備されていること	

②保全計画書	経過年数(35年以上)ごとに部位、材料及び保
	全方法を整理し、何年目に何を実施するかを建
	築主に渡す体裁として整備されていること。

2. 2 長期性能タイプ

長期性能タイプの用途は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第2条第1項に規定する住宅とし、表2の(い)欄及び(ろ)欄の項目に応じ、

(は) 欄の技術基準を満たしていること。

表 2 長期性能タイプの技術基準

区分(い)	項目(ろ)	技術基準(は)
(1) 合理化	①生産体制の合理化	設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の生 産体制において合理化された提案があること
		設計、資材、生産・加工及び技術・工期等の供 給体制において合理化された提案があること
(2)性能	準	国土交通省告示第209号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」の「第3長期使用構造等とするための措置」のうち、下記の基準に適合していること 1. 構造躯体等の劣化対策(2) 2. 耐震性(2)の② 4. 維持管理・更新の容易性の(2)の① 6. 省エネルギー対策の(2)
(3)選択制	①規模	規模に選択性を有すること
	②平面・立面	平面及び立面に選択性を有すること
(4)維持管理	①維持管理補修 サービス	35年以上の保守項目、点検周期及び点検手法が 整備されていること
		35年以上の修繕項目、修繕周期及び修繕方法が 整備されていること
	②保全計画書	経過年数(35年以上)ごとに部位、材料及び保全方法を整理し、何年目に何を実施するかを建築主に渡す体裁として整備されていること

付則

制定 : 平成15年6月 1日 住木技15第125号

施行 : 平成15年6月 1日

一部改正:平成18年4月 3日 住木技18第 76号 一部改正:平成18年7月27日 住木技18第215号 一部改正:平成19年9月 1日 住木技19第284号 一部改正:平成21年3月31日 住木技21第186号 一部改正:平成23年4月 1日 住木認23第 30号 一部改正:令和 5年7月 1日 住木認 第 78号